3 今後の検討点

以下の点については，十分な検討ができなかったため，次回改訂の際に検討する。

1 手引き全体の構成と対象について

・本手引きで扱った概念に従ったエビデンスを分析し，推奨文を作成するなど一般的なガイドライン（診療ガイドライン）の形として整備すること。各推奨に至った文献の整理を行うこと
・がん患者に限らない治療抵抗性の苦痛を含めて検討を行うこと
・小児のがん患者における治療抵抗性の苦痛を含めて検討を行うこと
・在宅での治療抵抗性の苦痛への対応や鎮静の具体的方法を示すこと
・生活の質（QOL）の概念や評価について具体的で詳細な検討を行うこと
・医療者以外の読者に向けたプレインサマリーを作成すること
・職種や立場ごとに留意すべきことについて記載すること
・治療抵抗性の苦痛と鎮静に関してどのような教育が必要かを記載すること
・鎮静についての社会学，哲学，宗教学，心理学など幅広い視点から検討すること

2 鎮静の妥当性の評価について

・相応として鎮静が妥当であると考えられる，より具体的な判断基準が明記できるかを検討すること。例えば，「○○の治療を行っても痛みが続く場合」「以下の条件のすべてを満たす場合」といった基準を明記すること。この検討には，耐えがたい苦痛は患者評価に加えて社会一般に納得できるものであることが必要か，生命予後が比較的長いとみなされる患者の精神的苦痛に対して鎮静薬を投与することは妥当な場合があるか，生命予後が確実に短い場合に患者の希望で確実な鎮静を選択することが妥当な場合があるかなどが含まれる
・そもそも終末期の苦痛に鎮静を行うこと（特に，持続的深い鎮静で苦痛をなくすこと）の是非について，苦痛の価値や意味という視点もふまえて論じること
・意思決定するうえで必要な医療チームの具体的な職種構成や特性を記載すること
・鎮静を考慮する状況で患者や家族の価値観を確認する手段について記載すること

3 患者や家族の意思について

・推定意思のない患者における妥当な意思決定過程について記載すること
・持続的な鎮静薬の投与を行う要件で患者の推定意思すらわからない場合の鎮静の適応について記載すること
・鎮静を希望するうえで必要な意思決定能力の定義と評価方法について，詳細に記載する

こと
・患者が鎮静を希望しているが家族が反対している場合に，鎮静が実施できないままになることについての妥当性について記載すること

4　苦痛の評価について

・患者の意識があいまいな場合の苦痛の評価方法や，鎮静が行われている場合にその継続や中止をどう判断するかの基準について検討し，記述すること
・鎮静により苦痛が緩和されている根拠を明示すること

5　具体的な治療法・ケアについて

・痛み，せん妄，呼吸困難以外の難治性の症状に対する治療について，具体的に記載すること
・日本で鎮静の適応として多いと報告されることのある倦怠感について検討すること
・精神的ケアについて，鎮静の対象となる苦痛としての精神的苦悩に対するケアを記載すること（本手引きでは，一般的な精神的ケアを中心に述べている）
・せん妄に対する薬物療法（鎮静）と身体抑制との関係，せん妄といわゆる「お迎え現象」との関係についての見解を述べること
・苦痛に対する緩和ケアや鎮静薬の投与方法で具体的に示した治療方法の有用性を示すこと
・治療抵抗性の基準を使用した場合の有用性を示すこと

6　鎮静の定義・概念について

・鎮静の概念を検討対象としなかった薬剤や対象範囲に広げて整理すること。特に，少量のミダゾラムやクロルプロマジン/レボメプロマジンの投与は症状緩和として位置づけられるべきであるのか，鎮静と位置づけられるのかを検討すること
・間欠的鎮静の位置づけ（本手引きでは「持続的な鎮静薬の投与を行う前に考えるべきこと」のなかに含めたが，別にするべきか），具体的な要件をさらに詳細に記載すること
・間欠的鎮静の目標は，苦痛をその間忘れることなのか，間欠鎮静が終わったらよりリフレッシュして苦痛がなくなることが目的なのかについて記載すること
・緊急時の鎮静（emergency sedation）の適応や方法を記述すること
・精神的苦痛・スピリチュアルペインの定義と内容についての分類を行うこと。また，スピリチュアルペインと心理・実存的苦痛の差異について明確にすること

7　倫理的検討，法的検討について

・相応性の原則について，より詳細な倫理的検討を行うこと
・患者の意思を推定する際や意思決定能力を評価する際の合理性について詳細に記載すること

・法的検討の新たな記載内容による有用性や実践の変化などを評価すること

8　その他

・手引き全体について患者の QOL の向上や医療者にとっての有用性について評価すること